

社会福祉法人よさみ野福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は 社会福祉法人よさみ野福社会（以下、「法人」という）の理事及び監事並びに評議員(以下本規程で「役員」という。)の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬及び交通費の支払い)

第2条 役員が理事会又は評議員会に出席した場合の報酬は支払わないものとする。

ただし、出席に要した交通費については、実費支給するものとする。

2 理事長及び理事長の命を受けた役員が、理事会又は評議員会以外で法人の業務に従事した場合は、業務の従事に要した交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 理事長及び理事長の命を受けた役員が法人の業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に伴い、費用等を支払うものとする。

2 費用は原則として、業務完了後の清算払いとする。必要により事前支払いし、清算することができる。

(適用の除外)

第4条 事業及び施設の職員を兼務する役員は、本規程を適用しない。

(改正及び廃止)

第5条 この規程の改正及び廃止は、評議委員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は2017年4月1日から施行する